

作業停止計画調整マニュアル（変更案）に対するご意見と本機関の回答

No.	頁	対象箇所	意見・質問等	本機関の回答
1	4	1.2 本マニュアルの適用範囲 本マニュアルは、「1.3 本マニュアルで使用する用語の定義」で定義する「広域連系系統等」の作業停止計画調整に適用する。ただし、発電制約を伴う広域連系系統の作業停止計画調整における発電制約の対象となる発電機については、「3.1.1 発電制約対象となる発電機の範囲」による。 なお、「広域連系系統等」以外の作業停止計画調整において本マニュアルの解説を準用する場合は、公平性の観点を踏まえて準用し、準用範囲や読替対象の明確化、事業者説明など供給区域に応じて必要な対応を一般送配電事業者が行うこと。	【確認】 本マニュアルの適用範囲について 今回の変更案（2.8 作業停止計画と容量停止計画の整合）では、「ローカル系統を含む」との記載がされており、マニュアルの位置づけ（適用範囲）を確認したい。（※ローカル系統を含めて適用するのか、それともローカル系統は、準用扱いとなるのか） また、属地TSOと締結する給電申合書の見直しはいつ頃行われるのか。	「1.2 本マニュアルの適用範囲」及び「2.8.2 容量停止計画との整合を踏まえた作業停止計画の調整」において解説のとおり、ローカル系統は本マニュアルの適用対象外です。 本マニュアルの解説をローカル系統に準用することを想定し、容量停止計画との整合のためにローカル系統の作業停止計画において対応が必要となる可能性がある内容を解説しています。 給電申合書は、一般送配電事業者と発電契約者や発電者等の間において、民衆契約として締結するものであり、本機関は契約内容等について関与しておりません。属地一般送配電事業者へお問い合わせください。
2	10	2.8 作業停止計画と容量停止計画の整合 2.8.1 容量停止計画の調整【参考】 (1) 調整対象 次の①～③のいずれかの理由に伴い、電源の出力が停止又は抑制（以下、出力停止等）する計画がある場合、容量停止計画の提出・調整を行う。 ①電源等の維持・運営に必要な作業に伴い出力停止等する場合（電力需給バランスに係る需要及び供給力計上ガイドライン）における発電設備の定期補修* ¹ 及び中間補修* ² を対象* ³ ） ※1 定期補修：定期的に実施する点検・補修作業で定期自主検査など ※2 中間補修：定期補修に対し必要に応じて実施される補修 ※3 日数が短く休日等の軽負荷時に実施可能な場合を除く	【意見】 容量停止計画の調整対象について 具体的な日数を明示すべき。 また、容量停止計画提出者は、実需給2年前において「軽負荷時」を予見することができないため、結果※3を除いた計画の提出はできないものとする。よって全作業の提出が余儀なくされる。	容量停止計画として提出される作業計画は、供給計画に計上している供給力と整合を図っていただく必要があります。供給計画は「電力需給バランスに係る需要及び供給力計上ガイドライン」に基づき作成されると考えており、容量停止計画においても同様の考え方で提出していただく必要があります。
3	10	2.8 作業停止計画と容量停止計画の整合 2.8.1 容量停止計画の調整【参考】 (2) 調整手順 ①当該年度において出力停止等を必要とし、流通設備作業に同調を求める長期固定電源を保有する容量提供事業者は、7月末までに容量停止計画を広域機関に提出し、広域機関が一般送配電事業者に共有する。 ※8月以降は、一般送配電事業者と同調に係る他の事業者の同意が得られることを条件に、長期固定電源の容量停止計画の追加・変更が認められる。	【意見】 容量停止計画の調整対象について 「8月以降は」の解釈について、「容量停止計画提出メ切以降は」との考えでよいか。また、ここでいう長期固定電源は7月末までに容量停止計画を提出したものに限りという理解でよいか	「8月以降は」の解釈は、流通設備作業に同調を求める長期固定電源の容量停止計画の提出締切日の翌日以降であり、同締切日が7月末であるため、左記の※では8月以降と解説しています。
4	10～11	2.8 作業停止計画と容量停止計画の整合 2.8.1 容量停止計画の調整【参考】 (2) 調整手順 ①（略） ②（略） ③（略） ④（略） ⑤（略）	【確認】 流通設備作業に同調を求める長期固定電源の停止調整はどのように行われるのか 流通設備作業に同調を求める長期固定電源は、7月末の提出以降、どのように停止調整が行われるのか。10ページ「(2) 調整手順」では、「①従当該年度において～」「②一般送配電事業者は～」「③当該年度において～」「④広域機関は～」「⑤一般送配電事業者及び～」と記載されているが、流通設備作業に同調を求める長期固定電源の停止調整がよく示されていない。（読み取れない）	容量市場業務マニュアル 容量停止計画の調整業務編「2.1.3.1 流通設備作業の情報共有」に記載のとおり、流通設備作業に同調を求める長期固定電源の容量停止計画に同調することを原則とし、電源の出力制約等を伴う流通設備作業を調整します。ただし、必ずしも流通設備作業が同調できるとは限りません。 本マニュアルでは、「3. 広域連系系統（連系線を除く）において発電制約を伴う作業停止計画調整の考え方」及び「3.1.2 発電制約対象外設備」に上記の解説があります。 なお、ご意見を踏まえ、分かりやすさを向上させるため、左記の「2.8.1 容量停止計画の調整【参考】(2) 調整手順」においても長期固定電源の停止調整に関する解説を追記します。

No.	頁	対象箇所	意見・質問等	本機関の回答
5		2.8 作業停止計画と容量停止計画の整合 2.8.1 容量停止計画の調整【参考】 (2) 調整手順 ②一般送配電事業者は、9月末までに電源の出力制約等を伴う流通設備作業を発電契約者に通知し、発電契約者は容量提供事業者と共有する。通知対象は、次に条件の全てを満たすことを基本とし、各供給地域の系統状況や計画停止調整状況を勘案し、必要に応じて通知する。なお、9月末以降に流通設備作業の追加・変更がある場合は、次の条件に関わらず、通度通知する。 <ul style="list-style-type: none"> ・広域連系系統における作業停止計画 ・流通設備作業により発電制約を伴う作業停止計画 ・停止期間が30日程度以上の作業停止計画 	【確認】 ローカル系統における通知について ローカル系統における流通設備作業に伴う発電制約は、属地TSOから通知されないのか。	容量停止計画の調整は、ローカル系統も対象であるため、左記②に解説のとおり、 <ul style="list-style-type: none"> ・各供給地域の系統状況や計画停止調整状況を勘案し、9月末までに通知 ・9月末以降に流通設備作業の追加・変更として通度通知 のいずれかにより通知されます。
			そもそも9月末時点で作業制約があると判明しているものは条件に依らず通知すべきではないか。	流通設備作業の停止調整は、一般的に上位系統、長期間の作業停止から先に調整を行うため、9月末時点ではローカル系統の流通設備作業の蓋然性が低い場合があることから、各供給地域の系統状況や計画停止調整状況を勘案し、必要に応じて通知としております。
			30日程度以上とは何か。(27・28日でも30日程度と考えられるが…)	容量停止計画は月毎に提出するため、30日程度とは1か月の停止(28～31日)を想定しています。
10		※10月以降は、同調に関係する他の事業者の同意が得られることを条件に発電制約を伴う流通設備作業計画(30日未満、ローカル系統を含む、高圧・低圧等を除く)の追加・変更が認められる。	【意見】 (2)調整手順②の記載が理解し難い 特に※印以降の記載により、広域連系系統での調整手順なのか、ローカル系統を含むすべての系統をイメージしているものなのかが読み取れない。については、図示等を用いた詳しい解説をお願いしたい。	本マニュアル「2.8.1 容量停止計画の調整【参考】」は、「容量市場業務マニュアル 容量停止計画の調整業務編」に記載の調整手順の概要を記載しているものであり、詳細については同マニュアルを確認ください。(図解あり) なお、本マニュアル「2.8.1 (1) 調整対象」に記載のとおり、容量停止計画の調整対象は、高圧及び低圧等を除く流通設備作業等に伴い、容量市場の約定電源が出力停止等する場合であり、広域連系系統に限定していません。 左記②に解説のとおり、次のいずれかで通知されます。 <ul style="list-style-type: none"> ・3つの条件をすべて満たす作業停止計画、各供給地域の系統状況や計画停止調整状況を勘案し、一般送配電事業者が必要と判断した作業停止計画を9月末までに通知 ・9月末以降は、上記によらず、容量市場の約定電源が出力停止等する流通設備作業(高圧及び低圧等を除く)があれば通度通知
6				
7	12	2.8.2 容量停止計画との整合を踏まえた作業停止計画の調整 年間作業停止計画では、翌々年度、翌年度分を対象として、2月中旬までに最終案を調整することとしているが、容量停止計画との整合を踏まえ、発電制約を伴う流通設備作業は、原則として、実需給2年度前の12月末までに調整を完了する。 <ul style="list-style-type: none"> ※次の発電制約を伴う流通設備作業も可能な限り、実需給2年度前の12月末までに調整を完了する <ul style="list-style-type: none"> ・広域連系系統等における30日未満の発電制約 ・容量市場の非約定電源に対する発電制約 ・本マニュアルの適用範囲外となるローカル系統(高圧・低圧等(配電系統)を除く)における発電制約 	【意見】 一般送配電事業者の停止調整について 「可能な限り」とあるが、調整を完了しないことを許容するものではないという理解でよいか。	本マニュアル「2.8.1 容量停止計画の調整【参考】(2) 調整手順」に解説のとおり、やむを得ない理由により、容量停止計画の調整完了以降に作業計画を追加・変更する場合は、作業変更により影響を受ける他の事業者の同意が得られることを基本に、追加・変更を認めることとしており、やむを得ない理由があれば、調整が完了しないことを許容します。
			2年前12月までに調整を完了するとしている一方、2年前11月より供給信頼度による補修調整プロセスがされており、この両者の関係はどうなるか	容量停止計画では、2年前11月より供給信頼度による補修調整プロセスに基づき、調整を行います。容量停止計画の提出対象外となる非約定電源等には同プロセスは適用されません。発電制約を伴う流通設備作業は、全ての発電制約対象となる電源と調整が必要なため、容量停止計画の調整完了に合わせて、非約定電源等との調整を完了させるものです。
			一般送配電事業者の停止調整に依り発電側の調整が必要になった場合は系統都合のため、供給信頼度側の各STEPで調整可能な発電機の制約に依らずノーペナルティで該当発電機の補修調整ができるという理解でよいか 仮に、供給信頼度側の制約を考慮しなければならないのであれば、系統側はすべての作業を2年前9月末までに確定させるべきでないか	容量市場業務マニュアル 容量停止計画の調整業務編「3.1 容量停止計画の調整手続 注3: 調整期間の終了後の容量停止計画の変更について」に記載のとおり、流通設備作業の追加・変更に伴い容量停止計画の追加・変更を行った場合は、経済ペナルティ(容量確保契約金額の減額)の対象となりません。 【参考】 「容量市場業務マニュアル 容量停止計画の調整業務編(対象実需給年度:2024年度)」に関する意見募集に寄せられたご意見および本機関回答<項番54,62> 流通設備作業の追加・変更に伴う容量停止計画の追加・変更を行った場合は、通常の経済的ペナルティも含めて経済的ペナルティは科されません。

No.	頁	対象箇所	意見・質問等	本機関の回答
8	12	<p>2.8.2 容量停止計画との整合を踏まえた作業停止計画の調整 (略)</p> <p>このため、一般送配電事業者は、発電制約を伴う流通設備作業を調整する際、容量停止計画との整合の観点から容量停止計画の調整完了以降の計画変更は困難となる場合がある旨を関係する事業者(容量市場の非落札電源や需要家を含む)に説明しておくものとする。 (略)</p>	<p>【確認】 容量市場非落札電源の停止調整について</p> <p>容量市場非落札電源は、系統側作業確定により調整が難しくなる場合があるとしても、容量市場側の制約にかかわらず従来通り停止作業の調整が可能であるということによいか。</p>	<p>ご認識のとおりです。</p> <p>発電制約を伴う流通設備作業は、原則として、実需給2年度前の12月末までに調整を完了することとしています。業務規程 別表11-2「作業停止計画調整における各期日」に基づき、従来どおりの調整が可能です。</p> <p>なお、No.10のご意見を踏まえ、関係する事業者について、表現の見直しを行います。</p>
9	12	<p>2.8.2 容量停止計画との整合を踏まえた作業停止計画の調整 (略)</p> <p>また、発電計画提出者は、容量停止計画の調整完了以降に作業停止計画の追加・変更を申し出る場合、一般送配電事業者及び関係する全ての事業者(電源および需要家)の同意を得ることとし、具体的な手続き(連絡先リストの提供等)については一般送配電事業者と協議する。 (略)</p>	<p>【質問】 同意確認の手続きについて</p> <p>発電計画提出者が「すべての事業者の同意を得る」との考えによいか。また、同意確認の方法については、同意書等の締結をイメージしているのか。</p>	<p>発電計画提出者がすべての事業者の同意を得ることを基本としますが、同意書等の締結など具体的な手続きは、一般送配電事業者と協議ください。なお、合意事実に対する双方の認識に差が生じなければ、メール等による確認でも可能と考えます。</p> <p>【参考】 「容量市場業務マニュアル 容量停止計画の調整業務編(対象実需給年度:2024年度)」に関する意見募集に寄せられたご意見および本機関回答 <項番 33, 36, 37, 57, 61, 63></p> <p>容量停止計画の追加・変更の必要が生じた場合の調整の主体は容量提供事業者となります。具体的な手続き(連絡先リストの提供等)につきましては属地一般送配電事業者と協議となります。</p>
			<p>「一般送配電事業者及び関係する全ての事業者(電源・需要家)の同意を得る」とは、具体的にどのような作業停止計画がなされている状況においてのものなのか、イメージをご教示願いたい。</p>	<p>容量停止計画の調整完了に合わせ、一般送配電事業者及び関係する全ての事業者の調整が完了した状態で作業停止計画の追加・変更により再調整が必要となる場合を主に想定しています。</p>
			<p>容量市場の非落札電源が起因で作業停止計画の変更が必要となった場合も同様に発電計画提出者がすべての関係者へ同意を得る必要があるのか。</p>	<p>作業停止計画変更の起因箇所となる非落札電源を保有する作業停止計画提出者が、関係する全ての事業者へ同意を得る必要があります。</p>
			<p>また、需要家起因の場合も同様に需要家が同意を得る必要があるか。</p>	<p>需要家は、本機関の会員ではなく、容量市場の参加者でもないため、一般送配電事業者が需要家起因の変更である旨を関係する全ての事業者へ説明し、同意を得るものと考えております。</p>
10			<p>【確認】 「容量市場業務マニュアル 容量停止計画の調整業務編(対象実需給年度:2024年度)」に関する意見募集において、貴機関回答(項番37項14)には、同意を得る主体は「容量提供事業者」と記載されています。作業停止計画の提出者である「発電計画提出者」と、容量停止計画の変更手続きを行う「容量提供事業者」との間で合意する必要がありますが、後者は「全ての事業者(電源および需要家)」に含まれているという認識でよろしいでしょうか。</p>	<p>容量停止計画は容量提供事業者間、作業停止計画は作業停止計画提出者(一般送配電事業者、送電事業者、配電事業者、特定送配電事業者、発電契約者及び実同時同量の契約者)で調整します。容量停止計画と作業停止計画の整合は当該電源の容量提供事業者と発電契約者の間で協議することになります。</p>
			<p>「全ての事業者(電源および需要家)」の定義を明確化していただけないでしょうか。</p>	<p>容量停止計画に関係する全ての作業停止計画提出者であることが分かるように、表現を見直します。</p>
11			<p>【意見】 一般送配電事業者及び関係する全ての事業者(電源および需要家)→一般送配電事業者及び関係する全ての事業者(電源および需要家) 誤植と思われるため、修正をお願いします。</p>	<p>ご指摘のとおり、誤植のため修正します。(本資料では修正済)</p>

No.	頁	対象箇所	意見・質問等	本機関の回答
12	12	<p>2.8.2 容量停止計画との整合を踏まえた作業停止計画の調整 (略)</p> <p>なお、需要家の作業、新規発電事業者の連系工事、一般公衆の作業(流通設備付近におけるクレーン使用等)などについては、実需給2年度前時点では予期できない場合もあり、このような作業が原因で容量停止計画の調整完了以降に流通設備や発電設備の作業停止計画の追加・変更が必要となった場合は、一般送配電事業者と発電計画提出者は互いに協力して調整する。 (略)</p>	<p>【意見】 予見できないものとして「需要家作業・新規連系工事・一般公衆作業」を同等とは考えられない</p> <p>一般公衆作業(流通設備付近におけるクレーンの使用等)については予見できないことに理解できるものの、「需要家作業・新規連系工事」が見できないとは言い難い。</p> <p>特に新規連系工事については、容量市場の趣旨を踏まえ、実需給2年前に予見できるよう、ルール化すべき。</p> <p>なお、このような停止調整が発生した場合、一般送配電事業者と発電計画提出者が互いに協力するだけにとどまらず、関係する全ての事業者の協力が必要になるのではないかと。</p>	<p>本解説は、「予期できない場合もあり」と記載しているように、需要家作業・新規連系工事・一般公衆作業の予見性が同等としているものではありません。</p> <p>法アセス対象外の30MW未満の太陽光など、契約の申し込みから短期間で連系工事が発生するものがあり、実需給2年度前時点では予期できるとは限りません。</p> <p>送配電等業務指針 第229条第2項の規定及び本マニュアル「1.1 本マニュアルについて」の解説に示すとおり、このような停止調整が発生した場合に限らず、作業停止計画の調整を実施するうえで、関係するすべての電気供給事業者は相互に協力しなければなりません。</p> <p>なお、需要家については、電気供給事業者ではありませんが、託送供給等約款などに基づき、協力をお願いすることになります。</p>
13	13	<p>2.9 業務スケジュール 2.9.1 年間作業停止計画 図 2.9-1 年間作業停止計画業務概略スケジュール (略)</p>	<p>【意見】</p> <p>業務スケジュールについて、容量停止計画の変更調整は原則前々年度12月末完了とされていますが、作業停止計画の変更調整は2月まで調整案共有～調整・最終案提出のプロセスの図を記載されています。作業調整を行うにあたっては、容量停止計画に影響を及ぼすものは、容量停止計画の調整スケジュールにて対応すると考えられるため、その旨明記いただけないでしょうか。</p>	<p>図2.9-1の「作業停止計画の調整」の区分の各項目は、業務規程 第11章「作業停止計画の調整」及び送配電等業務指針 第12章「作業停止計画の調整」に規定された手続きであり、容量停止計画に対する影響の有無にかかわらず、作業停止計画の共通スケジュールとなります。</p>
14	45	<p>3.4.3 発電制約量の通知時期 (1) 容量停止計画(翌々年度分)【参考】 (略)</p> <p>一般送配電事業者は発電制約量を発電計画提出者に通知し、発電計画提出者は容量提供事業者に共有する。</p> <p>なお、公平性の観点から、同一系統の全ての発電制約対象事業者に対し、発電制約量を同時期に通知することが原則であるが、9月末までに容量市場の非約定電源に対する通知が当面難しい場合は、容量停止計画の導入に伴う経過措置として、(2)年間計画(翌々年度分)に合わせた通知も可能とする。ただし、この場合は発電制約量売買などにおいて当該非約定電源が不利とならないように一般送配電事業者は留意すること。</p>	<p>【確認】 発電制約量売買の容量市場リクワイヤメントへの影響</p> <p>2年前12月末の調整完了後に容量市場落札電源が発電制約量を売却した場合(=発電上限が低下する)、容量市場のリクワイヤメントにおいて、アセスメント対象容量を下回ることが想定されるが、その場合該当コマはリクワイヤメント未達成コマとなるという理解でよいか。</p>	<p>発電制約量売買は、一般的に実需給断面の契約となるため、容量市場の初回実需給断面(2024年度)までに別途整理される予定です。</p> <p>なお、発電制約量売買は、発電単価の安い電源の発電を促進させるものであるため、発電制約量売買により、全体の供給力が低下するものではないと考えられます。他方、アセスメントにおいて、供給力の変動があった場合に、当該影響によるものかの確認方法も含め、リクワイヤメント未達成とすべきか検討していきます。</p>
15			<p>【意見】</p> <p>本項の「なお」以降の記載について、容量停止計画を作成するために、作業停止計画調整マニュアルで定める原則外のルールを明文化していると考えております。よって、(1)タイトルの【参考】という表現は誤解を招くため、削除いただきたく存じます。また参考を残す場合には、どの部分が参考扱いとなっているのかご教授いただきますようお願い申し上げます。</p>	<p>ご認識のとおり、「なお」以降は、「作業停止計画調整マニュアル」で定める容量市場の非約定電源に対する「発電制約量の通知」の原則外のルールとなります。</p> <p>「なお」より前の解説が参考扱いとなりますが、ご意見を踏まえ、容量停止計画の調整に基づく参考解説と作業停止計画の調整に基づく解説部分が明確になるように表現を見直します。</p>